

令和元年第4回定例会

美郷町議会会議録

令和元年12月6日 開会

令和元年12月10日 閉会

美郷町議会

# 令和元年第4回美郷町議会定例会会議録（第1日）

令和元年12月6日（金曜日）

◎開会日時 令和元年12月6日 午前10時00分 開会

◎散会日時 令和元年12月6日 午前11時30分 散会

## ◎出席議員（10名）

1番	山本 文男君	2番	中嶋奈良雄君
3番	山田恭一郎君	4番	川村 義幸君
5番	川村 嘉彦君	6番	黒田 仁志君
8番	森田 久寛君	9番	園田 義彦君
10番	那須 富重君	11番	甲斐 秀徳君

◎欠席議員 7番 富井 裕瑞君

◎欠 員 な し

◎会議録署名議員 8番 森田 久寛君 9番 園田 義彦君

◎事務局職員氏名 事務局長 小田 広美君 書記 坂本梨津子君

## ◎説明のための出席者職氏名

町長	田中 秀俊君	副町長	藤本 茂君
教育長	大坪 隆昭君	会計管理者	石田 隆二君
総務課長	下田 光君	税務課長	瓶田 哲朗君
企画情報課長	田常 浩二君	町民生活課長	日高 隆一君
健康福祉課長	後藤 充君	建設課長	木原 浩一君
農林振興課長	中田 広喜君	政策推進室長	沖田 修一君
教育課長	田原 博文君	地域包括医療局総院長	欠席
地域包括医療局事務長	尾田 靖君	南郷地域課長	藤本 政春君
北郷地域課長	松本 博君		

◎会議の経過 別紙のとおり

# 令和元年第4回美郷町議会定例会

## 議事日程（第1）

令和元年12月6日  
午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

8番 森田 久寛 議員

9番 園田 義彦 議員

日程第2 会期の決定

12月6日～12月10日 5日間

日程第3 諸般の報告

(1)議長

(2)文教産業常任委員会

(3)宮崎県北部広域行政事務組合議会議員

(4)日向東臼杵広域連合議会議員

(5)入郷地区衛生組合議会議員

日程第4 同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命について

提案理由、質疑、討論、採決

日程第5 議案第71号 町道路線の廃止について

日程第6 議案第72号 町道路線の認定について

提案理由説明

日程第7 議案第73号 工事請負契約の締結について

提案理由説明

日程第8 議案第74号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第75号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

提案理由説明

- 日程第 10 議案第 76 号 美郷町第 2 号会計年度任用職員の給与等に関する  
条例
- 日程第 11 議案第 77 号 美郷町第 1 号会計年度任用職員の報酬、期末手当  
及び費用弁償に関する条例
- 日程第 12 議案第 78 号 職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 79 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改  
正する条例
- 日程第 14 議案第 80 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正す  
る条例
- 日程第 15 議案第 81 号 技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第 16 議案第 82 号 特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償  
に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 17 議案第 83 号 職員の分限に関する手続き及び効果に関する条  
例の一部を改正する条例
- 日程第 18 議案第 84 号 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部  
を改正する条例
- 日程第 19 議案第 85 号 職員の育児休業に関する条例の一部を改正する  
条例
- 日程第 20 議案第 86 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の  
一部を改正する条例
- 日程第 21 議案第 87 号 美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する  
条例の一部を改正する条例
- 日程第 22 議案第 88 号 区長の設置及び報酬等の支給に関する条例の一  
部を改正する条例
- 日程第 23 議案第 89 号 美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に  
関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 24 議案第 90 号 美郷町社会教育指導員設置並びに報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例

### 提 案 理 由 説 明

日程第 25 議案第 91 号 美郷町立幼稚園の園長、副園長の報酬及び費用  
弁償に関する条例の一部を改正する条例

提 案 理 由 説 明

日程第 26 議案第 92 号 美郷町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例

提 案 理 由 説 明

日程第 27 議案第 93 号 平成 31 年度美郷町一般会計補正予算（第 5 号）

提 案 理 由 説 明

日程第 28 議案第 94 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険事業特別会計  
補正予算（第 2 号）

日程第 29 議案第 95 号 平成 31 年度美郷町介護保険事業特別会計補正  
予算（第 3 号）

日程第 30 議案第 96 号 平成 31 年度美郷町後期高齢者医療事業特別会  
計補正予算（第 2 号）

日程第 31 議案第 97 号 平成 31 年度美郷町簡易水道事業特別会計補正  
予算（第 3 号）

日程第 32 議案第 98 号 平成 31 年度美郷町農業集落排水事業特別会計  
補正予算（第 2 号）

日程第 33 議案第 99 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険診療所事業特  
別会計補正予算（第 3 号）

日程第 34 議案第 100 号 平成 31 年度美郷町国民健康保険病院事業会計  
補正予算（第 3 号）

提 案 理 由 説 明

令和元年第4回定例会

美郷町議会会議録(第1号)

令和元年12月6日

美郷町議会

# 会 議 録

令和元年12月6日  
午前10時開議

【事務局長 小田 広美】

「一同起立・礼」・・・おはようございます・・・お座りください。

【議長 甲斐 秀徳】

改めまして、おはようございます。

令和元年第4回美郷町議会定例会に際しまして、一言御挨拶申し上げます。

さて、2019年は平成から令和の時代へと移りました。ことしもさまざまな出来事があり、あっという間の1年ではなかったでしょうか。皆様方は、どうだったでしょうか。

当議会におきましても、ペーパーレス議会ということでタブレットを中心にやってきました。皆様方の協力によりまして、すばらしいタブレット議会ができたんじゃないかなというふうに思っております。日々、我々も精進しながらバージョンアップを図りたいなというふうに思っております。

8月、9月は地球温暖化の影響と思われます台風、大雨による各地で相次ぐ災害、10月から消費税10%になりました。その中で、さまざまな職種の働き方改革を言われた年でもありました。男性中心の企業社会をどう考えるか。長時間労働廃止などを訴え「弱者が生きやすい社会」をつくるのがゴールと考えますが、宮崎県においても、少子高齢化が進み、特に、女性の働き手が貴重なものになってきている現状です。

非正規雇用者が多く、結婚や出産・育児での離職で女性を取り巻く労働環境は依然として厳しい状況が続いているところです。

現在、本県就業者に占める女性の割合は、47%で年々、増加傾向にあるものの雇用形態には依然として男女格差があるとの統計が出ております。

今後の、国の施策により機会拡大や働きやすい職場の拡大を期待したいものであります。

以上で、挨拶を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

富井 裕瑞議員から、入院治療のため欠席届が提出されております。これを受理いたしました。

したがいまして、ただいまの出席議員は10名であります。

【議長 甲斐 秀徳】

ただいまから、令和元年第4回美郷町議会定例会を開会します。

なお、金丸吉昌地域包括医療局総院長から診療業務のため欠席の申し出がありましたので、これを受理いたしました。

【議長 甲斐 秀徳】

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程表のとおりであります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定によって、8番 森田 久寛議員、9番 園田 義彦議員を指名します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第2 会期の決定を議題とします。

この件につきましては、議会運営委員会において検討がなされておりますので、委員長より報告をお願いします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議会運営委員長 園田 義彦議員。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議会運営委員長 園田 義彦議員。

**【議会運営委員長 園田 義彦】**

令和元年第4回美郷町議会定例会について、議長より諮問を受けました会期及び日程につきまして、議会運営委員会は以下のように議長に答申しましたので報告いたします。

会期は、本日から12月10日までの5日間とし、会期日程はお手元に配付してあるとおりとしたところです。

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

本定例会の会期は、委員長の報告のとおり、本日から12月10日までの5日間に行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日より12月10日までの5日間に決定いたしました。

なお、12月10日の会議については、都合により特に午後1時に繰り下げて開くことにします。

会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議の予定表のとおりであります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第3 諸般の報告を行います。

本日までに受理いたしました請願・陳情は、お手元に配付いたしました請願・陳情文書表に記載のとおり報告いたします。

なお、今回については、請願はございません。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書が、また、地方自治法第199条第9項の規定により、令和元年度定期監査報告書がお手元に配付したとおり提出されています。

朗読は省略します。

議長の報告は、お手元に配付の諸般の報告をもって報告とします。

**【議長 甲斐 秀徳】**

次に、所管事務調査の結果と宮崎県北部広域行政事務組合議会議員、日向・東臼杵広域連合議会議員、入郷地区衛生組合議会議員から、それぞれ報告の申し出があります。

それではまず、2つの報告を森田 久寛議員より報告をお願いします。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

8番 森田 久寛議員。

**【文教産業常任委員長 森田 久寛】**

委員会調査報告書

令和元年10月30日、本委員会において調査を実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査の日時 令和元年10月30日（木）  
29日に林活議員連盟の九州大会が長崎市で行われましたので、全員議会で出席をし、その翌日に委員会調査を行いました。
2. 調査の場所 福岡県うきは市「道の駅うきは」
3. 調査の目的 第三セクターでありながら、市の指定管理料なしで運営を行っている点と、年々、利用者が増加している理由について
4. 調査者 文教産業常任委員長。その際、総務厚生常任委員の方も同行しております。それと議会事務局長。
5. 調査の概要（意見）

うきは市は、総人口2万9,509人（平成27年度）、面積が117.46平方キロメートル、世帯数9,940世帯、うち、農家戸数2,365戸、その中の専業農家が472戸ということでございました。

「道の駅うきは」は、うきは市を訪れた人たちに、観光や農業を通して、うきはのすばらしさを紹介する情報発信基地として整備されている。

また、都市と農村との交流拠点として、農林業と商工業が一体となって「うきはブランド」の研究開発の実践する場所としても整備されておりました。

「道の駅うきは」の建設としては、総事業費7億1,500万円、国土交通省補助約4億円、旧浮羽町3億7,100万円、うち国庫補助1億7,800万円、自己資金(町)1億9,330万円、平成12年4月に「道の駅うきは」オープン、現在「九州じゃらん」による「道の駅ランキング」で2016年から4年連続で「第1位」に選ばれておるようでございます。

#### 考 察

第三セクターでありながら、発足から20年になるが、市からの指定管理料は、発足時の2年間利用しただけであるとのこととございました。

総売り上げが、平成28年度が9億5,900万円、利用者が62万6,000人、平成29年度が9億3,700万円、利用者61万5,000人、平成30年度が9億8,700万円、利用者63万人で、毎年、市の会計に1,000万円ほど寄附しているとの説明とございました。

大きな要因は、大都市の近くであることはもちろんのことであるが、野菜、フルーツ、特にフルーツ大国と自負するだけあって年間を通して、果物が品ぞろえできる点であると考えられます。

また、頻繁にメディアに取り上げられ、広告費用がかからないことや地域資源をブランド化した「うきはブランド」として全国に情報発信をしているとのこととありあました。

以上、報告をいたします。

#### 【宮崎県北部広域行政事務組合議会議員 森田 久寛】

続きまして、宮崎県北部広域行政事務組合議会定例会の報告を行います。

1. 会 期 令和元年10月31日(水)1日間
2. 場 所 延岡市役所 7階議会大会議室
3. 出席者 森田 久寛議員、山田 恭一郎議員
4. 議案審議 (管理者提出議案)
  - 議案第1号 平成30年度宮崎県北部広域行政事務組合  
一般会計歳入歳出決算の認定  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案認定)
  - 議案第2号 平成30年度宮崎県北部広域行政事務組合  
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の  
認定  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案認定)
  - 議案第3号 令和元年度宮崎県北部広域行政事務組合一般会計補正予算  
要旨 別紙概要のとおり  
(原案可決)
  - 議案第4号 令和元年度宮崎県北部広域行政事務組合  
宮崎県北部ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算  
要旨 別紙のとおり  
(原案可決)
  - 議案第5号 宮崎県北部広域行政事務組合会計年度任用職員の給与、  
勤務時間その他の勤務条件等に関する条例の制定

(原案承認)

以上、報告を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

次に、残り2つの報告を園田 義彦議員より報告をお願いします。

**【日向東白杵広域連合議会議員 園田 義彦】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日向東白杵広域連合議会議員 園田 義彦議員。

**【日向東白杵広域連合議会議員 園田 義彦】**

日向東白杵広域連合議会定例会報告

1. 会 期 令和元年11月18日(月)

2. 場 所 日向市議会議事堂

3. 出席者 甲斐秀徳議長、園田義彦議員

4. 議案審議

議案第5号 公平委員会委員の選任について

主旨といたしまして、公平委員3名のうち寺原正さんの任期が11月30日をもって満了となるので、後任として大石真一さんを選任したいとするもので、原案承認ということでございました。

議案第6号 日向東白杵広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

主旨といたしましては、令和2年4月1日から施行する会計年度任用職員の給与及び費用弁償の条例の一部改正で、原案可決ということでありました。

認定第1号 平成30年度日向東白杵広域連合歳入歳出決算

別紙概要のとおりでありまして、原案認定ということでございました。

次に、入郷地区衛生組合議会定例会報告

1. 会 期 令和元年11月18日(月)1日間

2. 場 所 入郷地区衛生組合

3. 出席者 富井 裕瑞議員、園田 義彦議員

4. 議案審議

認定第1号 平成30年度入郷地区衛組一般会計歳入歳出決算認定について

歳入決算額 1億398万6,847円

歳出決算額 9,000万2,206円

差引翌年度繰越額 1,398万4,641円

原案承認でございました。

議案第4号 令和元年度入郷地区衛組一般会計補正予算(第1号)

※決算による繰越額確定のため

補正額 828万4,000円

補正後の予算総額 1億768万7,000円

となり、原案可決ということでございました。

以上であります。

【議長 甲斐 秀徳】

暫時休憩いたします。

(休憩：午前10時17分)

(再開：午前10時23分)

【議長 甲斐 秀徳】

休憩を解き、会議を開きます。

【議長 甲斐 秀徳】

以上で、諸般の報告を終わります。

【議長 甲斐 秀徳】

日程第4 同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

【議長 甲斐 秀徳】

それでは、町長より、提案理由の説明を求めます。

【町長 田中 秀俊】

議長。

【議長 甲斐 秀徳】

町長。

【町長 田中 秀俊】

皆さん、おはようございます。早いもので12月ということではありますが、令和元年第4回の議会定例会ということで、よろしく願いを申し上げます。

ふるさと納税返礼品以来、少し気になっていたことがあるんですが、それは子牛の価格であります。11月期の畜連の平均を見ますと79万8,000円ということで、9月期が75万5,000円ということでしたので4万3,000円のアップということで安堵しておるところでございます。

あの問題が起こったときに、購買者といいますかバイヤーにはそんなに影響はないだろうという判断はしてたんですが、結果的に4万3,000円のアップということにつながって、町として私自身、本当に安堵したところがあります。

その子牛価格はそういう形になっておるんですが、しっかりとした精査の中で、今後、検討していきたい。また、議員各位にいろいろな形で御努力をしていただければなあというふうに思うところがあります。

それでは、同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本案は、令和2年2月をもって任期満了を迎える黒木謙志教育委員の後任として大野英樹氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条、第2項に基づき、議会の同意を求めるものであります。

西郷在住の大野英樹氏47歳は、宮崎牛飼育者として大規模経営に取り組む傍ら、美郷町消防団西郷分団副分団長としても指揮統制能力を発揮されており、陸上長距離走等のスポーツ活動をはじめ、居住地区の文化財保存継承活動にも進んで取り組んでいる方でございます。

このように、美郷町の基幹産業振興に精力的な取り組みをされる中、地域活動にみずから取り組み実践されておられる等、生涯教育の推進に高い識見を有していることと認められていることから、教育委員として適任であると考えるところでありますので、御審議のうえ、御同意いただきますようお願い申し上げます。

なお、任命後の任期は、令和6年2月までの4年間となります。

以上で説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

( 「質疑なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから討論を行います。

討論はありませんか。

( 「討論なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

討論なしと認め、これで討論を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

これから、同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命についての採決を行います。  
この採決は申し合わせにより無記名投票で行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議場の出入り口を閉めます。

( 議場の出入り口を閉める )

**【議長 甲斐 秀徳】**

ただいまの出席議員は9名であります。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番 川村 義幸議員、5番 川村 嘉彦議員を指名します。

**【議長 甲斐 秀徳】**

投票用紙を配ります。

( 投票用紙の配付 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

念のために申し上げます。

本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

また、会議規則第84条の規定、白票の取り扱いにありますように、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票、いわゆる白票は反対として取り扱います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱の点検 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異常なしと認めます。

ただいまから、投票を行います。

1番議員から議席順に投票をお願いいたします。

( 投票 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

投票漏れはありませんか。

( 「なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行います。

4番 川村 義幸議員、5番 川村 嘉彦議員、開票の立ち会いをお願いします。

( 開票 )

**【議長 甲斐 秀徳】**

投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち賛成9票、反対ゼロです。  
以上のとおり全員が賛成です。

**【議長 甲斐 秀徳】**

したがいまして、同意第4号 美郷町教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

**【議長 甲斐 秀徳】**

議場の出入り口を開きます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第5 議案第71号 町道路線の廃止について  
日程第6 議案第72号 町道路線の認定について

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

関連がございますので、議案第71号、議案第72号の2件については、一括議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第71号 町道路線の廃止についてと議案第72号 町道路線の認定については、関連がございますので、一括して提案理由を述べさせていただきます。

町道小野原線は、県道西都・南郷線を起点・終点とする「その他の町道」であります。

本路線の廃止認定の理由は、地域住民の意向によるもので、路線の起点を現状に即したものに変更するものであります。

道路法において、起点または終点を変更する場合は、その路線の廃止を行い、新たに新路線として路線の認定をするという2つの手続が必要となり、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づきまして、議会の議決を求めます。

なお、御説明いたしました路線の位置につきましては資料を添付してございますので、御参照をいただければと思います。  
以上でございます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。  
この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第7 議案第73号 工事請負契約の締結についてを議題とします。  
本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

議案第73号 工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。  
この契約は、令和元年度 元年災5月豪雨第1号箇所奥地林道 石峠線災害復旧工事であります。  
去る11月21日に町内Aクラス6業者により指名競争入札を行った結果、議案書のとおり株式会社 吉田建設産業 代表取締役 安藤健二と5,909万5,740円で工事請負契約を締結するものであります。  
以上、今回発注いたしました工事につきましては、予定価格が5,000万円以上でありますので、地方自治法第96条第1項第5号及び美郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。  
この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第8 議案第74号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第75号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。  
関連がございますので、議案第74号、議案第75号の2件については、一括議題にしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、2件を一括議題とすることに決定しました。

2件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

続きまして、議案第74号 美郷町議会の議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 町長等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は関連がございますので合わせて提案理由を説明いたします。

議案第74号及び第75号に関しましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に基づいて、期末手当の改定を行うものです。令和元年12月期末手当より0.05月分引き上げの改正を行い、令和2年度期末手当は0.05月分の引き上げはそのままに、6月期と12月期の支給割合を国に準じて変更するものであります。

以上で、説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第10	議案第76号	美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例
日程第11	議案第77号	美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例
日程第12	議案第78号	職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第79号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第80号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第81号	技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第82号	特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 7	議案第 8 3 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 8 4 号	職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 8 5 号	職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 0	議案第 8 6 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 1	議案第 8 7 号	美郷町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 2	議案第 8 8 号	区長の設置及び報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 3	議案第 8 9 号	美郷町交通指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 4	議案第 9 0 号	美郷町社会教育指導員設置並びに報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

関連がございますので、議案第 7 6 号から議案第 9 0 号までの 1 5 件については、一括議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

( 「異議なし」との声あり )

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがいまして、1 5 件を一括議題とすることに決定しました。

1 5 件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第 7 6 号から議案第 9 0 号につきましては、関連がありますので一括して説明させていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職である会計年度任用職員制度が創設されます。これは、これまで特別職非常勤職員、臨時的任用職員などの任用に係る制度が不明確であり、本来の趣旨に添わない運用がなされてきたことから、地方公共団体における臨時・非常勤職員制度の適切な運用を図るために改正されるものであります。

これにより、本町も現在の臨時的任用職員、嘱託職員及び特別職非常勤職員の見直しを行い、改正法に沿った任用を行うとともに、職の内容によっては民間人とし

て委嘱することになります。

制度の創設に伴い、新規条例の制定が2本、既存条例の一部改正が13本ありますが、これとあわせて新規規則を制定することで制度全体の整備を行います。

議案第76号と議案第77号は新規条例でありまして、議案第76号 美郷町第2号会計年度任用職員の給与等に関する条例は、会計年度任用職員のうち、勤務時間が常勤職員と同じである、いわゆるフルタイム会計年度任用職員に関する条例であり、議案第77号 美郷町第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例は、勤務時間が常勤職員より短い、いわゆるパートタイム会計年度任用職員に関する条例であります。

いずれも改正地方公務員法の趣旨に添い、給与や手当等について基本的事項を定めたものでありまして、個別具体的な事項は当該条例のもと、別に規則を制定して定めることといたします。

議案第78号以下は、既存条例について、法律の引用条文の改正、会計年度任用職員へ適用させるための改正、改正法の趣旨に基づき適用対象を明確にするための改正など、主に今回の法律の改正に伴い必要となる既存の条例の一部改正であります。他の要因による改正をあせて行うものもあるので、特に必要なものについて御説明申し上げます。

まず、議案第80号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましても、当該条例の規定を会計年度任用職員に適用させるために必要な改正と、あせて人事院の勧告に基づいて給料の改定及び勤勉手当支給率の改定を行うものであります。

1つは、給料の改定であります。

改定の内容としましては、民間との格差を踏まえ、30歳半ばまでの職員が在職する号俸について平均0.1%引き上げの改定とし、平成31年4月1日からの遡及適用となります。

2つ目は、期末手当、勤勉手当の支給率の改定ですが、民間の支給割合を考慮し、令和元年12月に支給する期末手当につきましても支給割合の変更はなく、勤勉手当については支給割合を0.05月分引き上げとします。これにより期末勤勉手当の年間総支給月数は4.45月分から4.5月分となります。令和2年度については、この年間総支給月数4.5月分はそのままに、6月及び12月の期末手当の支給割合を1.3月分、勤勉手当の支給割合を0.95月分に変更するものであります。

3つ目は、住居手当の改定であります。

人事院勧告の改定内容に準じて、令和2年4月から、住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げて1万6,000円に、最高支給限度額を1,000円引き上げて2万8,000円とするものです。

なお、当該住居手当の改定に当たっては、国の経過措置の内容を踏まえ、住居手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置を置くことといたします。

次に、議案第82号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましても、地方公務員法の改正により同法が規定する非常勤特別職に該当しない職を省くとともに、新たに景観審議会を加える改正であります。

景観審議会は美郷町景観条例に定める事項のほか、本町の景観の形成に関する重要事項について審議を行う機関であり、委員は10名以内をもって組織します。

またあせて、教育委員会委員の月額報酬を2万3,000円から3万円に引き上げる改正を行うものであります。

教育委員会委員の報酬につきましては、委員が毎月出席する教育委員会定例会議や生涯教育及び学校教育行事等への参加数等、多岐にわたる出会状況でありますことから、現行の額を見直すこととしたものであります。

次に、議案第88号 区長の設置及び報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、町と区との関係では行政連絡員という位置づけであり、この職が今回の地方公務員法の改正により非常勤特別職に該当しないと判断されることから、区長が非常勤特別職であることを前提とした規定を改正するものです。これにより、区長の報酬、委嘱、任期、その他必要な事項は、別に新たに規則を定めることにしております。

また、議案第89号 美郷町交通安全指導員設置及び退職報償金の支給に関する条例につきましても、区長と同様に非常勤特別職に該当しなくなることから、有償ボランティアへ移行するために必要な改正を行うものであります。

次に、議案第90号 美郷町社会教育指導員設置並びに報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、社会教育指導員が非常勤特別職から会計年度任用職員に移行することから必要な改正を行うものであります。

以上、議案第76号から議案第90号までの提案理由の説明とさせていただきます。

以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第25 議案第91号 美郷町立幼稚園の園長、副園長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

続きまして、議案第91号 美郷町立幼稚園の園長、副園長の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の一部改正は、現在まで、各学校の校長と教頭職に、無報酬として発令して兼務いただいております町立幼稚園の園長と副園長職を有償とし、その月額報酬額を定めるものであります。

一貫教育が推進される中、教育現場における教職員の働き方改革にも目を向けながら、幼稚園運営・管理について明確な責任体制に期するものと考えたところであります。

以上で説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第26 議案第92号 美郷町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第92号 美郷町育英奨学金貸与条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の改正については、数点に及ぶ改正点がございまして、順に説明させていただきます。

まず第1点目は、学校教育法の改正により、各種学校の条文がうたわれている章が変更となっております。その変更内容と合わせる形で本条例の定義規程を改正いたします。

2点目は、高等学校卒業後に進学する専修学校についての分類を高校等から大学等へ見直しを行っております。

3点目については、高校等の貸与額を月額3万円から2万円へ減額しております。国の政策により高校授業料無償化が推進され、国からの就学支援金も充実してきております。町としても高校生就学支援補助金の交付を実施しておりますので、奨学生が将来、過大な負債を背負わないようにするためにも月額の貸与額を減額しております。

一方で、大学等の貸与額を月額5万円とし、年間総額で国公立大学の授業料を少し超える額となるよう増額しております。

4点目は、奨学金の利息、貸付期間及び保証人について本条例に明確にうたうことを目的として改正するものでございます。

最後に、定住による返還免除規定を緩和する方向で改正いたします。さらなる奨学生定住促進につなげていこうと考えております。

また、附則の経過措置の項目により、現在定住による返還免除申請中の奨学生に対しても、来年度4月1日での調査にて定住が確認された場合は、それまでの期間の返還金の免除を確定することとしております。

以上で説明を終わります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

ここで、10分間の休憩をとりたいと思います。

57分ですので、15分に始めたいと思います。

11時15分から始めます。

(休憩：午前10時57分)

(再開：午前11時12分)

**【議長 甲斐 秀徳】**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**【議長 甲斐 秀徳】**

日程第27 議案第93号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第93号 平成31年度美郷町一般会計補正予算（第5号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,886万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ81億2,867万6,000円とするものであります。

今回は、各課の施策に要する経費の補正に加え、人事院勧告に沿った関係条例の改正に伴う人件費の補正を計上させていただいたところであります。

それでは、主な補正の内容につきまして、歳入から説明いたします。

分担金及び負担金に12万3,000円を追加、使用料及び手数料に24万3,000円を追加、国庫支出金に112万9,000円を追加、県支出金に2,823万6,000円を追加。

主なものは、土木費県補助金の災害関連地域防災がけ崩れ対策補助金1,656万円、災害復旧費県補助金の林道施設災害復旧事業補助金1,542万5,000円の追加などです。

財産収入に864万9,000円の追加。

主なものは公有林立木売払い収入953万4,000円の追加などです。

寄附金に、ふるさと納税寄附金として7,000万円を追加、繰入金に、財政調整基金繰入金として1,888万2,000円を追加、諸収入に1,210万1,000円を追加。

主なものは、神門僻地保育所、田代保育所及びうなま保育所の過年度分運営事業委託清算金合計1,181万6,000円の追加などです。

町債は、50万円の減額、公共事業等債に130万円、災害復旧事業債に860万円をそれぞれ追加しましたが、過疎対策事業債が1,040万円の減額となり、全体として減額となりました。

続いて、歳出について説明いたします。

まず、議会費に、人事院勧告に伴う人件費として26万6,000円の追加、総務費に6,265万円の追加、ふるさと納税に係る経費として、返礼品に2,800万円、決済手数料に377万7,000円、一括業務代行手数料に1,025万4,000円の追加が主なものであります。

民生費は1,284万6,000円の追加。

主なものは、老人福祉費の養護老人ホーム入所措置費に393万3,000円、児童福祉施設費の国庫負担金過年度分返還金に409万7,000円、県負担金過年度分返還金に198万6,000円の追加などです。

衛生費は47万1,000円の減額であります。救急医療に係る負担金の確定に伴う減により、全体として減額となりました。

農林水産業費は1,284万円の追加。

主なものは、林業振興費の作業道維持補修業務委託料に530万8,000円、林業大学校受講生宿舍新築工事設計委託料に1,005万5,000円、町有害鳥獣対策協議会運営補助金に765万8,000円の追加などです。

商工費は131万7,000円の追加。

主なものは、観光振興費の農林産物直売施設工事請負費74万1,000円の追加などです。

土木費は3,376万2,000円の追加。

主なものは、道路維持費の道路維持管理委託料に500万円、河川砂防費の災害関連地域防災がけ崩れ対策測量設計委託料に3,800万円、同じく、がけ崩れ対策工事費に1,690万円の追加などです。

消防費は631万8,000円の追加。

主なものは、非常備消防費の国土強靱化地域計画策定業務委託料に330万7,000円、防災無線施設費の防災無線再免許申請手数料に175万4,000円の追加などです。

教育費は725万8,000円の追加。

主なものは、小学校管理費の電気料に280万円、中学校管理費の営繕工事請負費に190万円の追加などです。

災害復旧費に2,500万円の追加。

内容は、林業施設災害復旧費の現年発生林道施設災害復旧工事費となります。

諸支出金は2,292万3,000円の減額、特別会計繰出金のうち、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計への繰出金合計235万2,000円の追加がありましたが、診療所事業特別会計繰出金が2,538万5,000円の減となり、全体として減額となりました。

地方債の補正については、第2表のとおりでございます。

これにより、平成31年度の一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ81億2,867万6,000円となりました。

以上であります。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

**【議長 甲斐 秀徳】**

- |       |         |                                   |
|-------|---------|-----------------------------------|
| 日程第28 | 議案第94号  | 平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）    |
| 日程第29 | 議案第95号  | 平成31年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）      |
| 日程第30 | 議案第96号  | 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第31 | 議案第97号  | 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）      |
| 日程第32 | 議案第98号  | 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）    |
| 日程第33 | 議案第99号  | 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第34 | 議案第100号 | 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）    |

**【議長 甲斐 秀徳】**

お諮りします。

議案第94号から議案第100号までの7件を一括議題にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（ 「異議なし」との声あり ）

**【議長 甲斐 秀徳】**

異議なしと認めます。

したがって、7件を一括議題とすることに決定しました。

7件につきまして、順次、町長より提案理由の説明を求めます。

**【町長 田中 秀俊】**

議長。

**【議長 甲斐 秀徳】**

町長。

**【町長 田中 秀俊】**

それでは、議案第94号 平成31年度美郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出からそれぞれ2,753万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,789万円とするものであります。

歳入予算につきましては、県支出金として、特別調整交付金直営診療施設補助分として3,202万円の減額、都道府県繰入金として34万1,000円の増額を計上しております。

また、一般会計繰入金として人件費増額分として23万3,000円、基金繰入

金としまして391万2,000円を計上いたしております。

歳出予算につきましては、一般管理費としまして、オンライン資格確認システム改修委託料として370万2,000円、連合会負担金としましてオンライン資格確認に係る資格マスタ整備負担金として34万1,000円、諸支出金としまして、国民健康保険税過誤納還付金を20万円計上いたしております。

また、繰出金としまして、直営病院運営費補助金を3,202万円の減額を計上いたしております。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第95号 平成31年度美郷町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ128万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,750万3,000円とするものです。

今回の補正の主な理由は、平成31年度における各サービスの支出状況を踏まえて、年度末までの歳入歳出見込みにより過不足を調整するものです。

補正の主な内容は、歳出につきましては、一般管理費として人件費の過不足を調整したほか、次年度における介護保険事業計画の策定のために事前に行うべき介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託料として116万5,000円を計上いたしました。保険給付費としましては、各サービス費の過不足を調整したところですが、特に介護予防サービス費が伸びており、介護予防地域密着型サービス給付費を338万7,000円増額としました。また、施設介護サービス等給付費についても不足が見込まれるため600万円増額いたしました。減額が見込まれるものは減額補正した結果、介護サービス等諸費を190万1,000円減額、介護予防サービス等諸費を190万1,000円増額しております。

歳入につきましては、交付決定に基づき、国庫支出金の国庫補助金として、保険者機能強化推進交付金を18万8,000円減額したほか、一般会計繰入金について事務費繰入金など147万円を増額しました。

不足する財源につきましては、予備費より充当しております。

以上であります。

続きまして、議案第96号 平成31年度美郷町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出の総額に、歳入歳出それぞれ64万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億3,778万5,000円とするものです。

補正の主な理由は、後期高齢者医療広域連合に納付する後期高齢者医療給付費市町村負担金の確定に伴い、歳入が64万9,000円の増額、それに伴い歳出では同額を一般会計繰出金として増額いたしました。

以上で説明を終わります。

引き続き、議案第97号 平成31年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算総額から、歳入歳出それぞれ2,370万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,336万円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、和田地区導水管布設替工事の設計変更に伴い簡易水道施設改良工事設計業務委託料625万1,000円を追加し、簡易水道施設整備工事費1,760万円を減額しております。また、簡易水道施設維持管理に伴う

需用費及び役務費を56万1,000円追加し、予備費を1,291万2,000円減額しております。

歳入につきましては、簡易水道事業債を1,070万円減額、公営企業債を1,300万円減額いたしました。

以上であります。

続きまして、議案第98号 平成31年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳出のみの補正となっており、農業集落排水施設最適整備構想策定業務委託料を事業費確定のため200万円減額し、農業集落排水事業施設維持管理に伴う需用費34万3,000円を追加、予備費を165万7,000円追加しております。

歳出内での組み替えを行うものであり、予算総額1億738万3,000円に増減はありません。

以上で説明を終わります。

続きまして、議案第99号 平成31年度美郷町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ428万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,001万4,000円とするものであります。

歳出の主なものは、人事院勧告等に伴う職員手当等及び共済費158万9,000円の追加、南郷診療所内の消火器及び格納ボックス交換等修繕費として20万円の追加、医療ガス点検委託料46万円の追加、医療技術職員派遣委託料200万円の追加等であります。

歳入の主なものは、前年度繰越金2,966万5,000円の追加、一般会計繰入金2,538万5,000円の減額であります。

以上で説明を終わります。

続きまして、最後になりますが議案第100号 平成31年度美郷町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、資本的収入につきましては3,202万円の減額補正、資本的支出につきましては4,521万円の減額補正でございます。

内容につきましては、収入では、電子カルテシステムの導入を次年度へ延期することに伴う国庫補助金の減額が主なものでございます。

支出では、同じく電子カルテシステムの導入の延期に伴う機械備品購入費の減額と電子カルテシステムを始めとした統合系医療情報システムを運用する院内ネットワークの構築費用を計上するものです。

資本的収支の不足する差額につきましては、損益勘定留保資金で補填いたします。以上であります。

#### 【議長 甲斐 秀徳】

町長の提案理由の説明が終わりました。

この件については、第5日目の12月10日に質疑・討論・採決を行います。

#### 【議長 甲斐 秀徳】

以上で、本日の日程は全部、終了しました。

12月9日月曜日は定刻午前10時に本会議を開きます。時間をお間違いのない

ようお願いいたします。

本日は、これで散会いたします。

**【事務局長 小田 広美】**

「一同・起立・礼」・・・お疲れさまでした・・・。

(散会：午前 11 時 30 分)